

中央区特別区税条例の一部改正について

☞ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）の公布に伴い、特別区民税及び特別区たばこ税について法令に沿った所要の改正を行う。

1 主な改正内容等

(1) 特定親族特別控除の創設

大学生年代の子等の特別控除として、特定親族特別控除が創設されたことから、関連する規定を改正する。

令和8年度以後の各年度分の特別区民税について、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除するものである。

控除	給与収入	親族等の合計所得金額 (給与所得控除額65万円)		控除額	
				改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	113万円程度	48万円以下		45万円	45万円
	123万円程度	48万円超	58万円以下		
特定親族特別控除	150万円程度	58万円超	85万円以下		
	155万円程度	85万円超	90万円以下		45万円
	160万円程度	90万円超	95万円以下		
	165万円程度	95万円超	100万円以下	0円	41万円
	170万円程度	100万円超	105万円以下		31万円
	175万円程度	105万円超	110万円以下		21万円
	180万円程度	110万円超	115万円以下		11万円
185万円程度	115万円超	120万円以下		6万円	
188万円程度	120万円超	123万円以下		3万円	

※特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

「特定親族特別控除の創設」のほか、条例の改正を要さない税制改正(「給与所得控除の見直し」や「扶養親族等に係る所得要件の引き上げ」)が行われたため、給与所得者の住民税の非課税ライン(給与収入額100万円→110万円)や扶養控除の要件である給与収入ライン(給与収入額103万円→123万円)等が変更となる。

(2) 加熱式たばこの課税標準の見直し

国のたばこ税における課税標準の見直しに伴い、令和8年4月1日以降に行われる加熱式たばこの売渡し等について、特別区たばこ税の課税標準となる紙巻たばこの本数への換算方法の規定を整備する。

課税標準の見直しについては、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日より、段階的に行うこととされている。

	改正前	改正後
課税標準	製造たばこの本数	製造たばこの本数
加熱式たばこの本数の換算方法	加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値 = ① + ② ①加熱式たばこ1箱あたりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く。) / 0.4g × 0.5 ②加熱式たばこ1箱あたりの小売定価(消費税抜き) / 紙巻たばこ1本あたりの平均小売価格 × 0.5	①スティック型の加熱式たばこ(葉たばこを原料としたもの) 重量0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算 ただし、1本当たりの重量が0.35グラム未満の場合は、1本を1本と換算 ②「①」以外のもの 重量0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算 ただし、1個あたりの重量が4グラム未満の場合は、1個を20本換算

2 改正を要する条例

中央区特別区税条例（昭和39年10月中央区条例第50号）

3 施行予定日

1の(1)：令和8年1月1日

1の(2)：令和8年4月1日